

「第2次野洲市観光振興指針（案）」に係るパブリックコメントの結果について

1. 閲覧及び意見募集期間

令和3年12月24日（金）～令和4年1月14日（金） 22日間

※ただし、各施設での閲覧等については、執務時間内に限る。

2. 閲覧場所

商工観光課、市役所本館情報公開コーナー、市民サービスセンター、野洲図書館、各コミュニティセンター（コミュニティセンターぎおうは改修工事のため閲覧不可）、人権センター、市民交流センター

※野洲市ホームページでも閲覧可能

3. 意見提出件数

1件（1名）

4. 意見内容及び市の考え方

意見	意見に対する市の考え方
野洲は自然豊かで歴史文化もあり観光に適していますが、基盤である野洲駅周辺に1つ「目立つ宿泊施設」があればいいかと思いません。	観光振興を図る上で市内宿泊施設を活用した滞在型観光への促進は重要な視点であり、第2次野洲市観光振興指針（案）では基本方針2で「地域に根づいた観光まちづくり」や基本方針4で「観光による地域の活性化」を定めております。 こうしたことから、本市を訪れる観光客にとって滞在しやすく市内周遊・観光消費へとつなげていただくため、宿泊施設の充実も視野に入れ、今後の野洲市の観光行政に取り組んでまいります。